

令和8年 第3回 置戸町農業委員会議事録

1. 開催日時 令和8年3月25日 午後1時30分

2. 開催場所 役場第一会議室

3. 出席委員（12名）

1番	小建	一彦	2番	井上	一味	3番	松崎	久美
4番	安達	伴子	5番	齊藤	貴浩	6番	樋渡	秀晃
7番	松本	和彦	9番	溝井	雅幸	10番	大槻	尚浩
11番	野里	光幸	12番	佐藤	秀昭	13番	廣中	和幸

4. 欠席委員（1名） 8番 篠原 正博

5. 議に付した事件

議案第5号 農地法第18条第6項の規定による通知について

議案第6号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の
規定による農用地利用集積等促進計画の意見聴取について

議案第7号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議案第8号 令和8年度農業委員会の最適化目標について

報告第1号 令和8年度置戸町農業関係予算について

6. 職務のため出席した事務局職員の職氏名

農業委員会事務局長	田中 耕太	事務局職員	佐藤 準也
産業振興課農業振興係長	上野 翼		

事務局長 定刻となりましたので、会長にごあいさつをいただいてから、開会いたします。会長、よろしくお願いいたします。

会 長 皆さん大変ご苦労様です。この時期は何かとご多忙のところご参集いただきありがとうございます。

さて、今月で令和7年度の最後の委員会となりました。

今回は、上野産業振興課農業振興係長に来ていただき、報告の中で令和8年度の置戸町の農業関係予算について説明をお願いしております。

本日も、熱心な議案審議をお願いし、挨拶に替えたいと思います。

会 長 それでは只今より、令和8年第3回置戸町農業委員会議を開会いたします。

本日の議事録署名委員は、1番 小建一彦委員 13番 廣中和幸委員を指名します。

事務局長より、諸般の報告をさせます。

事務局長 本日届け出のありました欠席委員は、8番 篠原正博委員です。

本日の提案議案は、議案第5号「農地法第18条第6項の規定による通知について」から、議案第8号「令和8年度農業委員会の最適化目標について」までの4件と、報告第1号「令和8年度置戸町農業関係予算について」の1件です。以上で諸般の報告を終わります。

会 長 では、産業振興課農業振興係長が出席していますので、議案の審議の順序がかわりますが、先に報告第1号「令和8年度置戸町農業関係予算について」を議題とします。

議案の5ページをお開きください。事務局より説明させます。

事務局長・産業振興課農業振興係長

報告第1号「令和8年度置戸町農業関係予算について」をご説明いたします。

申請地は字〇〇〇〇〇番〇他7筆で面積合計は3,095.96㎡
です

場所につきましては14ページ第2図をご覧ください。

(第2図にて概要説明) 2ページにお戻りください。

以上で、議案第5号の説明を終わります。

会 長 事務局より、議案第5号について説明がありました。
これから議案第5号1番について質疑を行います。

会 長 何か質疑はありませんか。(なしの声あり)

会 長 質疑なしと認めます。それでは、議案第5号1番について、原案
のとおり可決することに賛成の委員は、挙手をお願いします。
(挙手多数)

会 長 賛成多数と認め、議案第5号1番は、原案のとおり可決いたしま
した。

会 長 続いて議案第5号2番について質疑を行います。農業委員会等
に関する法律第31条による議事参与の制限につき、〇〇番 〇〇
〇〇委員の退出を命じます。
(〇〇委員退席)

会 長 何か質疑はありませんか。
(なしの声あり)

会 長 質疑なしと認めます。それでは、議案第5号2番について、原案
のとおり可決することに賛成の委員は、挙手をお願いします。
(挙手多数)

会 長 賛成多数と認め、議案第5号2番は、原案のとおり可決いたしま
した。
〇〇番 〇〇〇〇委員の復席を許可します。(〇〇委員復席)

議案の4ページをお開きください。事務局より説明させます。

事務局長 議案第8号「令和8年度最適化活動の目標設定等」をご説明いたします。

農業委員会による最適化の推進等について、毎年度活動目標を定めてホームページ等で公開する事になっています。

お手元に配布しております、別紙「令和8年度最適化活動の目標設定等」により説明いたします

1ページは「農業員会の状況」について、令和8年4月1日の農業委員会の体制、農地・農家等の概要を記載しております。

2ページ以降は、「最適化活動の目標」として2点ございます。まず、1点目として「最適化活動の成果目標」ですが、これは農地の集積、遊休農地の解消、新規参入の促進の単年度の目標を記載しております、

次に2点目として、3ページ目にございます「最適化活動の活動目標」ですが、推進委員等が最適化活動を行う日数目標、活動強化月間の設定目標等を記載しています。

農業委員一人当たりの活動日数は月5日、活動強化月間は農地パトロール実施時期・農地あっせんは集中する秋以降を設定しています。本目標は、可決決定した場合は町ホームページにて公表することとなっています。以上で、議案第8号の説明を終わります。

会長 ただいま、事務局より議案第8号について説明がありました。これから質疑を行います。何か質疑はありませんか。
(なしの声あり)

会長 質疑なしと認めます。
それでは、議案第8号について、原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手をお願いします。
(挙手多数)

会長 賛成多数と認めます。
したがって、議案第8号については、原案のとおり可決いたします

した。

会 長

以上で、本日の議案の審議は全て終了しました。

これで、令和8年第3回農業委員会議を閉会いたします。